(全ての研究者対象)

昭和大学認定臨床研究倫理講習会

臨床研究を科学的・倫理的に 適正に実施するための講習会

主催:昭和大学統括研究推進センター(SURAC)

本ビデオは約40分間です。 視聴後、テストに解答・合格することで、 倫理講習会の受講完了となります。



本日の内容

【1】最新トピックスの紹介

【2】研究倫理に関する説明

【3】臨床研究の審査申請に関する説明

【4】昭和大学の研究(支援)体制の説明



【1】最新トピックスの紹介 (2023年5月現在)

- 1)研究指針の改正のポイントについて
- 2) 個人情報保護法の改定について
- 3) 昭和大学での臨床研究電子申請システムについて



【1】-1) 『人を対象とする生命科学・医学系研究に 関する倫理指針』のポイント (2023年5月現在)

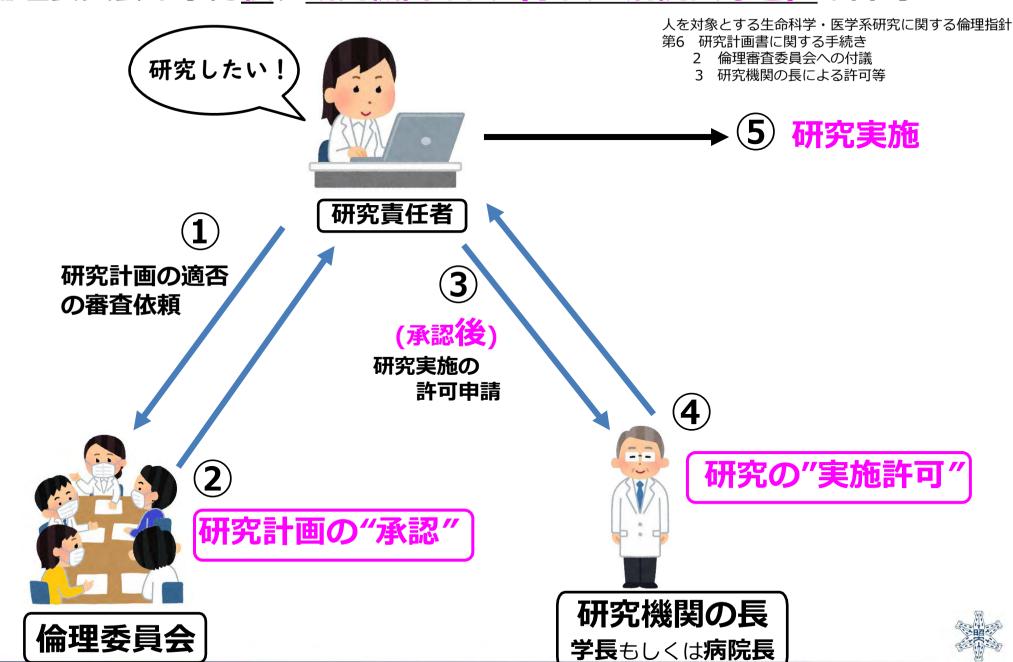
~倫理指針のポイント~

- ①研究の責任は「研究責任者」が主体。(今までは「研究機関の長」)
- ②研究実施にあたっては、 倫理委員会の承認後、病院長など研究機関の長の許可が必要。 (今までは「倫理委員会の承認=研究機関の長の許可」であった)
- ③**多施設共同研究は、1試験1審査が原則。** 多施設の審査が一つの倫理委員会で一括審査できる。 (今までは、各研究機関で各々倫理委員会審査が必要であった)
- ④個人情報保護法の遵守



「生命・医学系指針」の研究開始まで

倫理委員会の承認後、研究機関の長(学長・病院長など)の許可



【1】-2)個人情報等保護法の改定について

令和2・3年度個人情報等保護法の改定に伴い、 「昭和大学での個人情報の保護に関する規程」 も改定された。(令和5年4月1日施行)

個人情報は、 符号化(記号化)した後も 個人情報として取り扱う。 要配慮個人情報^(※)を取得する際は、<u>あらかじめ利用</u>目的等を通知して本人から同意を取る。



【1】-3)昭和大学の研究倫理審査申請システム

◎「倫理審査申請」・「利益相反申告」はオンライン利用して申請



◎注意

すべての研究責任者・分担者は<mark>昭和大学のアカウントが必要</mark>です うまく申請できない場合は m-rinri@ofc.showa-u.ac.jp までお願いします



- 【2】研究倫理に関する重要事項
 - 1) 研究に関わる不正行為
 - 2) 研究者等の基本的な責務
 - 3) 臨床研究の倫理的原則
 - 4) インフォームド・コンセント
 - 5)研究計画の原則
 - 6) データの採取・収集について



【2】-1)研究に関わる不正行為

不正行為には、

1:意図的に行われるもの

2:関連規則・法律の知識不足、理解不足のために行われるもの

不正行為の種類

盗用

**** ・・・ 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん ・・・データ、研究(資料・機器・過程)を操作し、得られた結果等を 不正に書き換えること。

> ・・・・他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文 または用語をあたかも自分が得たように発表すること。

<mark>その他</mark> ・・・**不適切なオーサーシップ**、二重投稿、 **個人情報漏洩、利益相反管理違反** 等の法律/指針違反

昭和大学に所属していた研究者の研究不正が公表されました

(2021年5月29日)

昭和大学における調査対象

原著論文 12件、症例報告 9件、Letter 120件 他

調査期間

- 本調査期間:2020年4月17日-2020年11月16日
- 再調査期間:2020年12月4日-2021年2月26日

判明した不正の内容

捏造・改ざん 117件、不適切なオーサーシップ 131件

昭和大学が行った措置

- 関係者の処分 (懲戒解雇、降格、譴責)
- 論文の取り下げ勧告 105件、訂正勧告 13件
- 学位の取り消し
- 再発防止策の策定



最近の昭和大学における研究不適合への対応事例(1)

倫理委員会による研究取り下げ

- ① <u>研究期間外に検体を取得</u>していた →不適合報告 →検体を破棄し、患者へ謝罪
- ② 研究期間外に研究対象者の登録をしていた →不適合報告 →倫理審査で研究終了指示
- ③ 学会発表の抄録提出時に、COIの申告不備(COIに関して審査できず)が判明→抄録の取り下げ
- ④ 研究終了報告・定期報告の催促にも関わらず、3か月間未対応
 - →研究の終了指示(研究継続不可)

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第11 研究に関わる適切な対応と報告



最近の昭和大学における研究不適合への対応事例(2)

倫理委員会による

研究期間延長の申請指示

研究対象者からの再同意取得の指示

- ① 研究期間終了にも関わらず、期間延長願いを出さず、研究対象者から同意を取得し、研究を継続していた。
 - →不適合報告→倫理審査で承認→変更申請と再同意の取得
- ② 倫理委員会の承認後、研究機関の長から研究の実施許可を得ずに研究を実施していた。
 - →不適合報告→実施機関の長(学長)に顛末書の提出→研究の実施許可を取得



昭和大学の研究不正再発防止策(抜粋)

- ① **学長メッセージ「公正な研究諸活動の促進を目指して!」** 「昭和大学公的的研究費・研究活動の不正防止に関する取組み」を制定した。
- ② **適切な研究データの記録・保存を実行できる管理システムの構築 研究終了報告書の提出**と共に解析に用いた研究データを提出することが倫理審
 査の承認要件である
- ③ 論文作成・投稿時における研究不正防止策の策定 オーサーシップポリシーの制定
- ④ 研究倫理教育の徹底
 - 研究倫理教育 (APRIN) の受講を徹底させる
 - 昭和大学認定臨床研究倫理講習会の毎年受講を必須化する
 - 指導的立場にある者を対象とした研究倫理教育を実施する



【2】-2)研究者等の基本的な責務

(「生命・医学系指針」 第2 研究者等の責務より抜粋)

- 1. 研究対象者の生命、健康及び人権を尊重
- 2. 倫理審査委員会の"承認"→研究機関長の"実施許可"
- 3. 適切なインフォームド・コンセント
- 4. 適切な個人情報等の保護
- 5. 研究対象者からの相談、問合わせ、苦情等に適切な対応
- 6. 研究者等は必要な教育・研修を受ける。また研究期間が1年以上の場合 は 1年に1回以上、教育・研修を受けなければならない。



【2】-3) 臨床研究の倫理的原則

ヘルシンキ宣言

人間を対象とする医学研究の倫理的原則 (2013フォルタレザ総会)

科学的でないものは倫理的ではない

- 科学的要件→ 研究計画書
- ・インフォームドコンセント(IC)
- ・リスク、利益の評価
- ・社会的弱者グループ
- 研究倫理委員会
- ・個人情報(プライバシー)保護
- ・研究登録と結果の刊行および普及

ベルモント・レポート

研究対象者保護のための 倫理原則および指針 (1979 年)

基本三原則

- 1. 人格の尊重(IC)
- 2. 善行(リスクと利益の評価)
- 3. 正義(対象者の選択)

「昭和大学生命倫理憲章」の基礎にもなっている倫理指針である。



【2】-4) インフォームド・コンセント(1)

研究対象者の人格を尊重するには、

<u>インフォームド・コンセント(自由意思の確認)</u>が必要

- <u>同意説明文</u>は簡潔で、分かりやすく、当該臨床研究の全容 が理解できる文書
 - ・試験の目的(臨床的有用性)・方法等を分かりやすく
 - ・安全のための情報→ 難しい病名ではなく、初発症状等を示す
 - ・安心のための情報→ 有害作用、発現頻度を%で示す
 - ・個人情報保護・利益相反の管理と開示
- 同意説明文、手続きが上記概念に則っているか
 - → 倫理委員会で審査



【2】-4) インフォームド・コンセント(2)

リスク・ベネフィットの総合評価は必須

リスク

The Patientのリスクを最小限にできているか!

- ・無作為化割付、プラセボ投与、有害作用情報
- ●ベネフィット

Future Patients/社会の臨床有用性・利益

・「<u>臨床的有用性</u>」(仮説)を背景・目的で記載



リスク・ベネフィットバランス=臨床研究のジレンマ



倫理委員会で審査



臨床研究で要配慮個人情報は本人同意が原則ですが…

同意取得の"例外"として、

「オプトアウト」に代えることができます!

オプトアウトの条件

既存試料・情報の 観察研究である

研究目的、方法、利用項目、提供先、その責任者など記載

オプトアウト文書を 作成・公表すること

研究計画書、同意説明文に オプトアウト適応の理由記載 倫理審査委員会の 許可を受けてること

オプトアウト"可否"の確認手順

①個情法例外要件(学術例外,公衆衛生例外)に該当の研究

「学術例外」:大学等の学術研究機関等が行う研究

「公衆衛生例外」:個人を識別できる試料・情報を用いるが、公衆衛生上重要な研究

(2)(試料を用いる研究の場合) その既存試料を用いなければ研究実施が困難な研究



本人から同意取得が困難か? オプトアウト不可



(本人同意が必要)



オプトアウト可能



【2】-5)研究計画の原則(1)

臨床的な疑問→研究計画の作成

科学的でない研究は、倫理的に適切ではない!

例えば、

- ・適切な「選択基準」が設定されていない研究
 - * 研究結果が一般臨床に外挿されない
- ・「症例数」が適切でない研究
 - * 余計な研究対象者に負担が生じる
 - * 研究結果が偏り(バイアス)ができる
- ・「研究期間」「観察回数等」が科学的根拠に基づいてない研究
 - * 必要以上の制限や侵襲を回避する義務がある



【2】-5) 研究計画の原則(2)

倫理的妥当で科学的合理的な研究計画

臨床的疑問を研究の形するために!

◆ PECO/PICO

Patients (患者) またはParticipants (参加者)

選択基準、除外基準で規定

Exposure (曝露) / Intervention (介入)

研究方法・研究デザインで規定

Comparison (比較・対照)

何(対照群の規定)と比較して

Outcome(結果・帰結)

どういう主要項目で研究結果を得るか

このPECO/PICOについて、 よくわからない、助けてほしい、不安である



【2】-6) データの採取・収集について

倫理審査が必要のない研究はありません (一部、例外あり)

倫理審査前に、研究目的のデータを採取・収集するのは大問題です!!

- ・「既存情報」を後方視的にまとめる研究は、倫理審査前に既にデータが 採取されている場合がある。
- ・後方視的研究に使用できるデータは2種類
 - ① 医療のために採取されたデータ
 - ② 他の研究*で採取されたデータ
 - *:「倫理委員会承認・実施許可取得済み、かつ、計画書内に データを二次利用し得る旨が記載されている」研究
- 例) 通常診療でも利用される血液検体の採取(測定)が…
 - ・医療目的に2回測定 → O: 既存情報に該当
 - ・医療目的なら1回でよいのに、研究のために2回測定 $\rightarrow x$ (②除く)





令和2・3年度個人情報等保護法の改正に伴い、「昭和大学での個人情報の保護に関する規程」も改定された。(令和5年4月1日施行)

個人情報は、 符号化(記号化)した後も 個人情報として取り扱う。 名前病歴符号化名前病歴昭和太郎胃がん\$001胃がん昭和花子大腸がん\$002大腸がん

どちらも個人情報

要配慮個人情報^(※)を取得する際は、<u>あらかじめ利用</u>目的等を通知して本人から同意を取る。

個人情報

要配慮個人情報

(※)要配慮個人情報とは、本人の社会的身分、病歴等、また、患者の身体状況、病状、治療状況、本学附属病院を受診した事実等、<u>診療の過程で医師や</u>歯科医師、薬剤師、看護師その他医療従事者が知り得た情報すべてを含む。



(昭和大学)個人情報保護のための安全管理措置

個人情報は、施設外へ持ち出せない。

ただし、学術研究目的で使用する場合は、関連法規・ガイドライン等に従うこと。

(学術研究目的)個人情報を外部に持出す場合 研究計画書・同意説明文書等に

- ①利用目的及び利用方法およびその項目を記載
- ②提供機関/利用機関の名称及び責任者氏名を記載
- ③情報の受け渡し方法を記載

一つの例として"個人情報ファイル"、 "USB等本体"の両方にパスワードを 設定することなどがあげられる。



【3】臨床研究の審査申請に関する説明

- 1) 臨床研究の区分
- 2) 第三者の審査
- 3) 昭和大学における倫理審査体制
- 4)利益相反(COI)管理
- 5) 定期報告/終了報告
- 6) 研究試料・情報等の保管



【3】-1) 臨床研究の区分(臨床研究の規制)

薬機法 (GCP)

医薬品・医療機器等の承認申請 を目的とした研究

治験

「臨床研究」 特定臨床研究 臨床研究法

- ・法に定義された「臨床研究」
- ・一定の条件をみたす臨床研究
 - →医薬品等の未承認・適用外使用の研究
 - →企業等から資金提供を伴う研究
- 研究目的で、無作為化割付等を用いて医薬品等を使用する研究
 - → 介入研究

臨床研究・臨床試験

・人体から得られた情報、 試料を使う研究、診療行為 の結果を使う研究

→ 観察研究

生命・ 医学系指針



【3】-3)昭和大学における倫理審査体制(1)

治験

IRB

各病院 治験審查委員会

名病院 月1回 開催

特定臨床研究

CRB

昭和大学臨床研究審查委員会

第1(水)開催

臨床研究・ 臨床試験

各学部 各大学病院 **ERB**

昭和大学における 人を対象とする 研究等の倫理委員会 月2回 開催 第2(金) 第4(木)



【3】-3) 昭和大学における倫理審査体制(2)

昭和大学における人を対象とする研究等の倫理委員会

委員会の構成(多様性) → 昭和大学で2つの委員会それぞれ11名で構成 各学部(<u>医学部・歯学部・薬学部・保健医療学部</u>) から選出された医療専門家 法律・人文科学の専門家 一般の立場の者 SURAC副センター長 男女で構成

開催日

定例審査:毎月2回(第2(金)、第4(木)開催):それぞれ別の委員で開催

迅速審查:随時受付

5人以上(外部委員を2名以上)

事務担当: SURAC

参照

・治験:各附属病院の治験審査委員会(IRB)で審査 [臨床研究支援センター/支援室が事務担当]

・特定臨床研究:昭和大学臨床研究審査委員会(CRB)で審査 [SURACが事務担当]

【3】-2)第三者による倫理審査

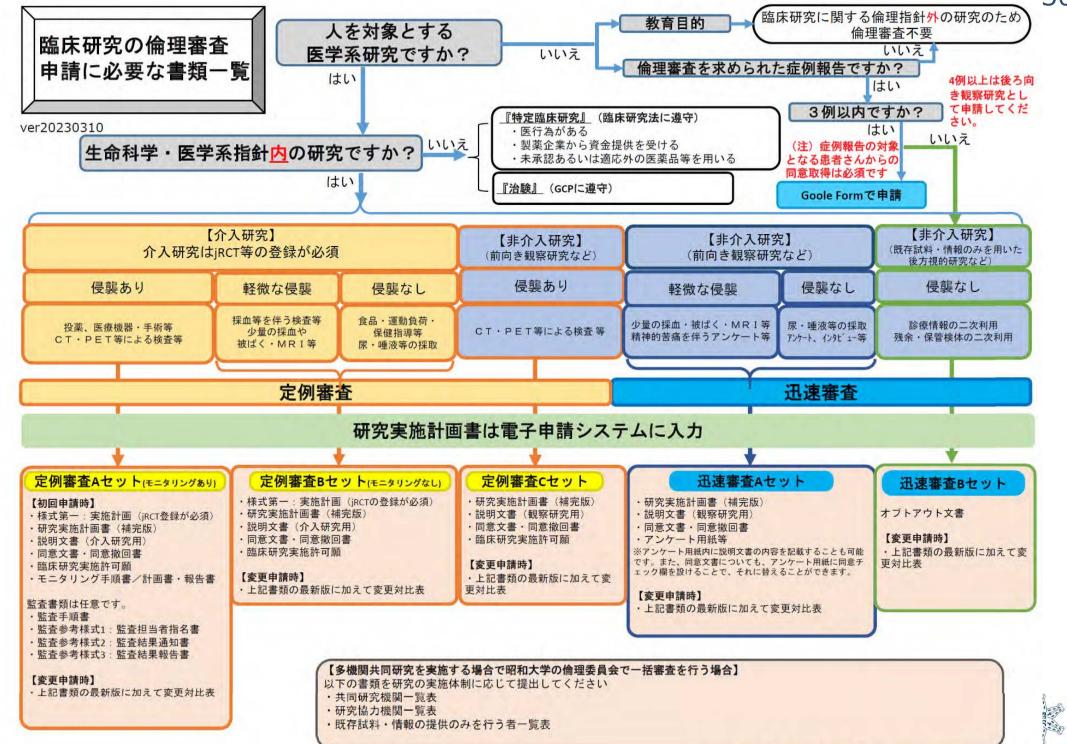
倫理委員会とは

研究の実施又は継続の適否その他研究に関し必要な事項について、 倫理的及び科学的な観点から調査審議するために設置された合議制の 機関をいう。また、審査した研究について、適切に実施しているか 管理し、適切でない場合は中止終了の指示をすることができる。

審査の視点

- インフォームド・コンセントの方法は適切か、 リスクベネフィットのバランスは適切か。
- 科学的な研究デザインとなっているか。
- 同意説明文書の内容が一般的に理解できる内容か。など

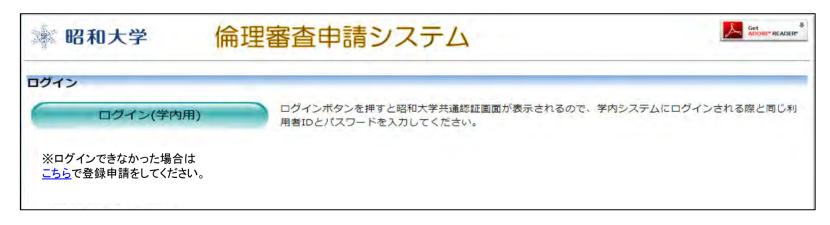




【3】-3)昭和大学における倫理審査受付システムの変更

- 倫理審査はシステムを利用して申請
- ログイン画面:下記HPのURLからログインページへ

「ログイン(学内用)」をクリックし、昭和大学共通認証システムを経てログイン



 申請方法(ログイン)の詳細は昭和大学のHPに掲載 昭和大学>研究>昭和大学における人を対象とする研究等に関する 倫理委員会>倫理審査の申請方法・様式



- 注意
 - すべての研究責任者・分担者は昭和大学のアカウントが必要です
 - うまく申請できない場合は m-rinri@ofc.showa-u.ac.jp までお願いします



【3】-4)利益相反(Conflict of Interest: COI)の管理(1)

・産学共同、連携研究では当然(産学連携促進)

外部との経済的関係等で、

研究者が不適切な影響(バイアス)を問われる可能性

 \downarrow

COI状態は悪ではない(この点の誤解が多い!!)



COIのマネジメントが重要

- ①COI状態の開示:プロトコール、IC文書、学会・論文発表
- ②COI委員会への自己申告
- ③COI管理:研究、安全性評価委員会等へ直接関与しない。



【3】-4)利益相反(Conflict of Interest: COI)の管理(2)

「生命・医学系指針」第12 利益相反の管理 より

研究責任者は、

分担研究者の「個人の収益等」、「当該研究に係る利益相反」 に関する 状況を適切に把握、対応すること

-すべての研究申請時(新規、変更、定期報告等)に、

①研究責任者が

※ 昭和大学利益相反Web申告システムで申請・申告。

┃メールで通知

②分担研究者は、それぞれ自らが利益相反WEB申告システムにて申告。

利益相反委員会が確認



⇒ 倫理委員会の承認



【3】-5) 定期報告・終了報告

定期報告・終了報告が**未提出 = 無許可の臨床研究**となる!

研究責任者は、

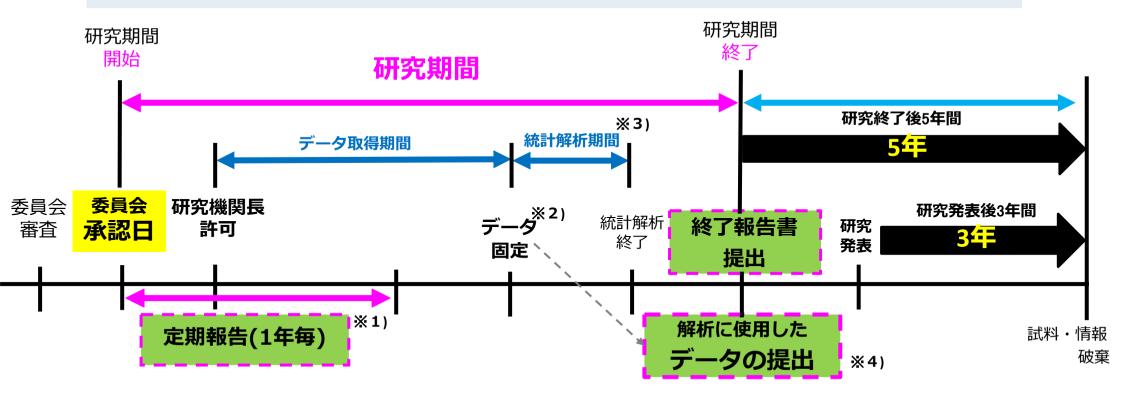
- 研究の定期報告:進捗状況(有害事象も含む)
- →SURACに「経過報告書」(年1回)を提出
 - + 利益相反状態の申告
 - 研究の終了報告(研究中止の場合も同様)
- →SURACに「終了報告書」(研究終了時)を提出

+ SURACデータ管理室に研究データを提出

研究期間を延長する際は、<u>期間内</u>に研究内容変更願 (研究期間延長願) を申請し、倫理審査を受けること。



「研究期間」と「研究終了後の保管期間」の定義



- ※1) データ取得中に限らず、委員会承認日(=研究開始日)から1年毎に委員会への定期報告が必要である。
- ※2) **データ固定**(データロック)とは、研究で収集したデータベースへの追記・修正等の変更が終了し、 データ解析の準備が整ったと判断された状態である。
- ※3)原則として、中間解析するような研究計画でない限り、統計解析はデータ固定後のみ実施可能である。
- ※4) 研究終了報告時に解析に使用したデータセットをデータ管理室に提出すること。



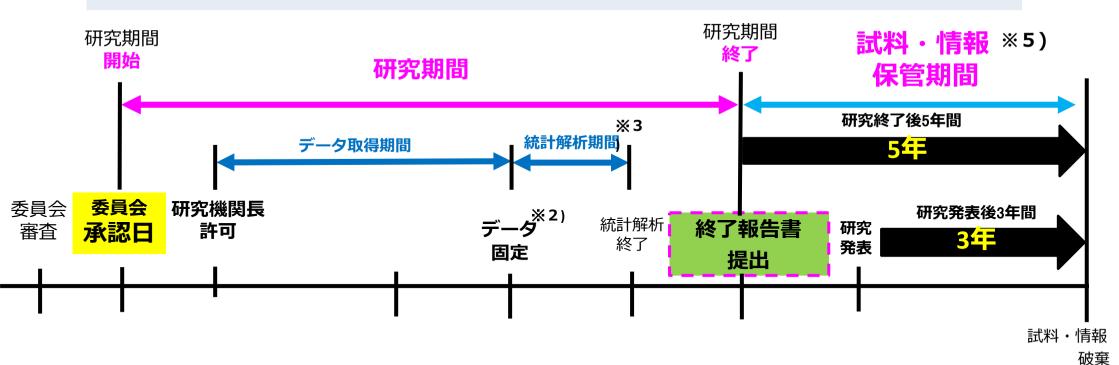
【3】-6) 研究試料・情報等の保管

「生命・医学系指針」第13研究に係る試料及び情報等の保管より

- ◆研究試料・情報の保管
 - ・研究終了の日から5年を経過した日
 - ・研究結果の<u>最終公表から3年</u>を経過した日 いずれか遅い日までの期間で適切に<u>保管する</u>。
- ◆試料・情報の受け渡し記録 試料・情報の記録は、
 - 「提供機関」は提供した日から3年を経過するまで
 - ・「受け入れ機関」は研究の終了報告から**5 年**を経過するまで 適切に**保管**する。



「研究期間」と「研究終了後の保管期間」の定義



※5)試料・情報は研究終了後5年間もしくは研究発表後3年間のどちらか遅い方の期日まで保管すること



【4】昭和大学の研究(支援)体制の説明

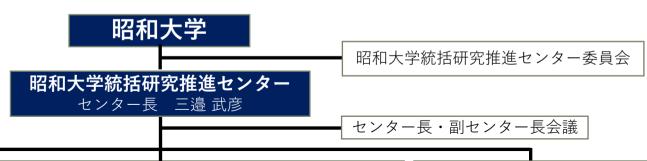
~SURACの体制と支援について~

Showa University Research Administration Center

- 1) SURACの体制と支援について
- 2) SURACの臨床研究アドバイザー
- 3) SURACのデータ管理室業務



【4】-1) SURACの体制について(1)



研究推進部門

副センター長 長谷川 毅

- ○研究に関する教育研修業務
 - ・セミナー、ワークショップ開催
 - ・e-learning等オンライン学習
 - ・臨床研究者育成プログラム
- ○研究支援に関する業務
 - 研究体制整備
- ○競争的資金等の申請書確認業務
- ○研究成果の活用促進及び広報に関す る業務
- ○学内・学外研究の調査分析に関する 業務
- ○研究に関する顕彰業務
- ○その他研究推進に関する業務

臨床研究支援部門

副センター長 小林 直一

- ○研究倫理に関する業務
 - 各倫理委員会の業務
- ○利益相反に関する業務
- ○臨床研究実施支援に関する業務

附属病院

臨床研究支援センター

- 支援室
- ○統括·連携業務
- ○医師主導治験の相談・ 実施業務

臨床研究 アドバイザー

データ管理室

井上永介 室長

- ○大学全体の臨床デー タの管理と利用の検討
- ○データ管理業務
- ○研究進捗中のデータ の信頼性確保のための 管理
- ○監査に関する業務
- ○生物統計を主とする 研究支援業務

創造研究支援部門

副センター長 肥田 典子

- ○学内外研究の実用化戦略に 関する業務
- ○産学連携に関する業務
 - ・ 学外への 渉外活動
 - ・各種展示会への出展
- ○知的財産に関する業務
- ○研究シーズ集の作成に関す る業務
- ○研究の事業化相談・支援に 関する業務

研究支援事務部門

副センター長 鈴木 健司

研究推進課

○講座研究費、受託研究費、寄付研究費に関する業務

臨床研究支援課

- ○統括研究推進センター各部門の事務管理業務(研究推進課、臨床研究推進課、研究支援課)
- ○私立学校等特別補助研究費に関する業務
- ○昭和大学学術研究奨励金関係業務

- ○競争的資金等に関する業務
- ○その他外部助成研究費等に関する業務
- 〇共同研究施設関連業務

- ○文部科学省施設整備関係等補助金に関する業務

研究支援課

○研究成果に関する広報業務



臨床研究アドバイザー(1) [4]-2

臨床研究アドバイザーを活用した 臨床研究の支援体制 三邉武彦



烏山病院

臨床薬理 研究所



昭和大学病院・東病院

臨床研究 アドバイザー





横浜市 北部病院

臨床研究 アドバイザー



水上拓也



藤が丘病院 藤が丘リルビリテーション病院





諸星北人

江東豊洲病院



家圭 臨床研究

アドバイザー



歯科病院



【4】-2) 臨床研究アドバイザー(2)

臨床研究アドバイザーの活用

研究デザイン、統計、倫理申請等々 研究に関しての困りごとを何でも、気軽に相談してください

臨床研究アドバイザーへの連絡先

大学病院 東病院	三邉 武彦	t-sambe@med.showa-u.ac.jp
藤が丘病院 藤が丘リハビリテーション病院	水上 拓也	mizukamit@med.showa-u.ac.jp
北部病院	肥田 典子	n.hida@med.showa-u.ac.jp
江東豊洲病院	諸星 北人	hokuto-n@med.showa-u.ac.jp
歯科病院	龍 家圭	ryu-k@med.showa-u.ac.jp
統計に関する相談	井上 永介	eisuke.inoue@med.showa-u.ac.jp



【4】-3) SURACのデータ管理室業務(1)

論理的な研究計画

研究目的





デザイン 統計解析 結果解釈



研究目的に沿ったデザイン: PECO/PICO

デザインに対応した統計解析計画: ①研究参加者数(症例数)の設計

②評価項目と測定スケジュール

③統計解析手法の選択

研究実施中の品質管理: モニタリング解析結果の適切な解釈



【4】-3) SURACのデータ管理室業務(2)

計画立案の早い段階から統計家の関与を!

研究開始後にできることは少ない

データ管理室

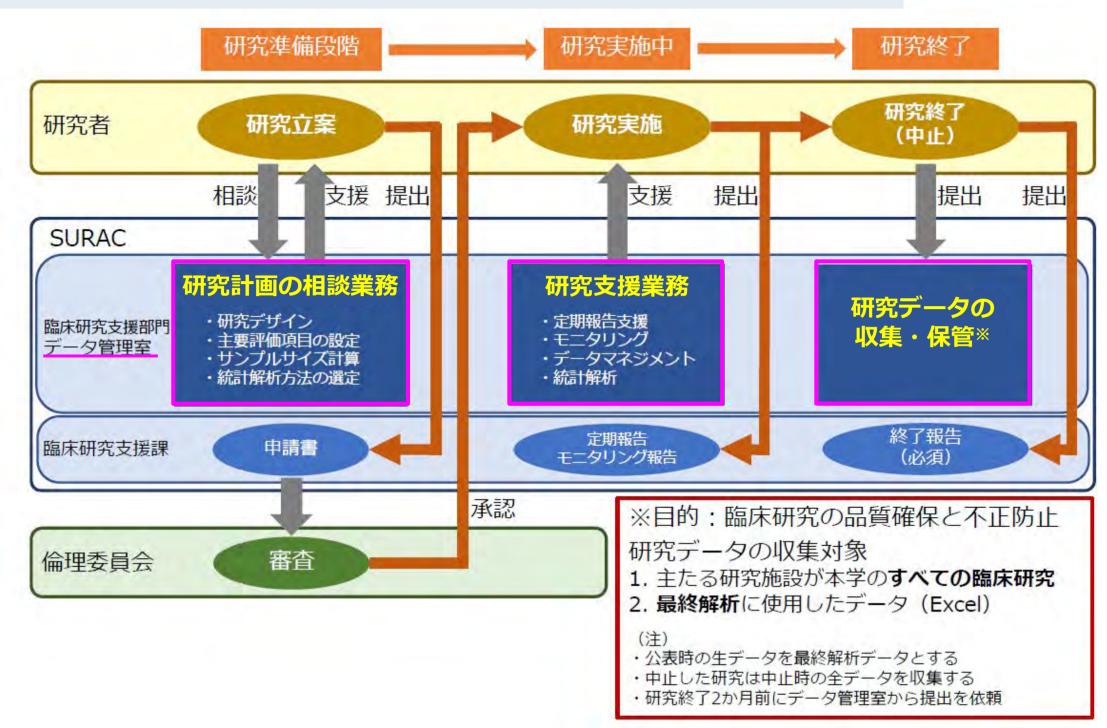


室長 井上永介

- ①臨床研究の統計解析を主とする研究相談業務
- ②研究データの信頼性確保(モニタリング等)のため の支援業務
- ③研究データの保存・管理業務



【4】-3) SURAC のデータ管理室の業務(3)



ご視聴ありがとうございました テストを忘れずに解答してください

